# トレンド・リポート

# メコン地域における人身取引問題

### 山田美和

#### はじめに

ますます日系企業の注目を集めて 物流ルートとして、メコン地域は 点として、はてはインドにも続く がることで、市場として、生産拠 クと呼ばれてきたミャンマーが繋 経済協力プログラムの重点事業と 眼差しが熱い。アジア開発銀行の れるミャンマーへ向ける投資家の 着実な一歩を踏み出したと期待さ 参加することになり、 南部経済回廊のミッシング・リン イニシアティヴによる大メコン圏 民民主連盟が二二年ぶりに選挙に して開発されてきた、東西・南北・ アウンサンスーチー氏率いる国 民主化への

(参考文献①)。

少数民族が人身取引の被害者にな 族の居住地域への影響が大きく 発生する。とくに国境地域のイン まれ、それに伴い人身取引被害が 産業(性産業含む)が付随的にう 者を対象とする飲食店やサービス 量の労働者の移動とともに、 れていることも否めない。交通イ 副作用として、人身取引が助長さ 目的とした経済回廊の開発による ナミズムを含み、物流の効率化を フラ開発は、 ンフラの建設や敷設作業には、 しかし、それは同時に負のダイ 山岳地帯など少数民 労働 大

> および課題を論じる。 引問題について、その現状と対策 では、メコン地域における人身取 は人身取引ルートと重なる。本稿 るが、その最悪の形態が人身取引 就労であったり婚姻であったりす り人が流れる。ミャンマー、 国から大きい国へ、所得格差によ 発されている。経済規模の小さい 身取引の要因とされるが、逆にそ る事例が頻発している。 であり、メコン地域の物流ルート から中国へ。人の移動の形態は てミャンマー、ラオス、ベトナム ス、カンボジアからタイへ、そし 開発段階において人身取引が誘 社会経済開発の遅れや格差が人 ラオ

# 人身取引とは何か

□○○年に国連総会で「人 ※犯罪防止条約の補足議定書のひ とつとして「人、特に女性および 児童の取引を防止し、抑止しおよ び処罰するための議定書」(採択 び処罰するための議定書」(採択 で認識され、その撲滅のために、 大権に対する深刻な侵害とし は、人権に対する深刻な侵害とし は、人権に対する深刻な侵害とし は、人権に対する深刻な侵害とし は、人権に対する深刻な侵害とし は、人権に対する深刻な侵害とし は、人権に対する深刻な侵害とし は、人権に対する深刻な侵害とし な努力が積み重ねられている。二 な努力が積み重ねられている。二

> 東取引に対するグローバル行動計画」が採択され、貧困、失業、社 会経済機会の欠如、ジェンダーに 会経済機会の欠如、ジェンダーに よる暴力、差別、周辺化が人々を よる暴力、差別、周辺化が人々を よる暴力、差別、周辺化が人々を よる暴力、差別、周辺化が人々を よる暴力、差別、周辺化が人を かならず、多元的な対策が求めら みならず、多元的な対策が求めら れている。

人身取引の被害者の過半数がア地域に居住する者またはアジア地域の出身者であるといわれ、 東南アジアは人身取引とくに性的 東南アジアは人身取引とくに性的 東南アジアは人身取引とくに性的 をの地勢的、社会経済的、政治的 せである。「LOは二〇〇五年に、 域である。「LOは二〇〇五年に、 域である。「LOは二〇〇五年に、 域である。「LOは二〇〇五年に、 なが強制労働をさせられてお り、そのうちの多くがメコン地域 にいると推定している。

者を支配下におく者の同意を得るな立場に乗ずること、または他の敗もう、権力の濫用もしくは脆弱助もう、権力の濫用もしくは脆弱いるが、企場で、企業がら定義する。人身取引とは何か。パレルモ議人身取引とは何か。パレルモ議

または収受する、ことである。 得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、 の授受の手段を用いて、③人を獲 目的で行われる金銭もしくは利益

年の場合は②の手段が使われなく ば人身取引になる。被害者が未成 の定義にある手段が使われていれ とえ被害者の同意があっても、② 出」が含まれるが、これらは例示 類する行為、 務の提供、 であり限定はされない。また、た ても人身取引になる。 て搾取することその他の形態の性 搾取には、「他の者を売春させ 強制的な労働もしくは役 奴隷化もしくはこれに 隷属または臓器の摘

移動させ、 甘言によって騙し搾取の現場まで やり拉致し売買するのではなく、 取引の多くは、人を物理的に無理 ある。言いかえれば、現代の人身 と (enslavement) にあるからで その結果、 は、人を取引することではなく、 うに物を売買し運搬することをイ ficking)というと、麻薬取引のよ 係者らは感じている。取引(traf-身取引問題に取り組む専門家や関 はミスリーディングであると、 メージするが、人身取引問題の核 をとりあげたり、 「人身取引」という用語は、 人を隷属状態におくこ 債務を負わせたり身分 脅迫やマイン 人 実

> ないように保護してやるという見 つかると逮捕されるから見つから り監禁したりするのも、警察に見 うに保管してやる、監視をつけた を取りあげるのも、紛失しないよ ケースも多い。たとえば、 自らを被害者であると気づかない 巧妙になってきており、被害者が 属状態におく。その方法は、より の意思で逃れることができない隷 ド・コントロールによって、 合である。 身分証 自ら

> > る

## ●メコン地域における人身取 引の現状

ず、各国内における人身取引も看 策 国人労働者政策、売春に対する政 とって、自国の入国管理政策、 て、人身取引問題が多くの政府に された人口」であるゆえに、 ラフィッカー、犯罪者という「隠 対象が、被害者、非正規移民、 や傾向の正確な把握は、その調査 過できない。人身取引のパターン される。越境の人身取引のみなら 南アフリカにつながる動きに大別 て東アジア、北米、欧州、 のマレーシア、シンガポールそし を中心とする動き、メコン地域外 メコン地域における人身取引 タイを中心とする動き、 社会構造や汚職などに関係す 中東、 そし 中国 ŀ

> 国の人身取引問題の現状を概観す 告書を参照しながら、メコン六カ man Trafficking:人身取引に対す tions Inter-Agency Project on Hu 後述するUNIAP(United Na るセンシティヴな問題であるゆえ る国連機関間プロジェクト)の報 に、難しい。その制約のうえに (参考文献②)(図1)。

北米、中東、南アフリカ、オース 身者などもいる。一方、タイ人は 取の被害者には、中国南部、 くは、漁業、水産加工業、縫製業 遭う者が多数いる。労働搾取の多 それに呼応するように隣国ミャン る。メコン地域で最大の経済力を 者の到達国、中継国、出身国であ 世界規模において、人身取引被害 に遭っている。 で労働搾取および性的搾取の被害 トラリア、日本、韓国、 ア、ウズベキスタン、ベトナム出 家内労働でおこっている。性的搾 かに労働搾取や性的搾取の被害に マー、カンボジア、ラオスから三 働力を求める膨大な需要がある。 有するタイには、非熟練の安い労 ○○万人超の流入があり、そのな タイは、メコン地域のみならず 台湾など ロシ

取引を助長する要因となってい 中国では、地域間経済格差に加 男女人口比率の偏りが、人身

> 罪による人身取引が多いことも中 引し、性的搾取をする事件が増加 遭っている。被害の形態は、強制 福建、広東、 国の特徴である。 している。生後一カ月にも満たな インターネットを使って少女を誘 どで被害に遭っている。最近では、 マレーシア、日本、欧州や北米な 労働搾取である。国外では、タイ、 結婚、非合法の養子、性的搾取や は雲南、貴州、河南出身者が多く、 内の人身取引事件も多く、被害者 ロシア、北朝鮮出身者がいる。 害者には、ベトナム、ミャンマー、 が救出された。中国での外国人被 八二四人の女性と子どもの被害者 の反人身取引強化期間には、一 る。公安省によれば、二〇〇九 い乳児の人身取引も多い。 山東、河南で被害に 組織犯 万

した後、 外出の自由や外部との通信を絶た めに売買される。婚姻していても、 い。婚姻という合法手続きで入国 への婚姻を装った人身取引が多 中国、台湾、 の被害に遭っている。 などで、労働搾取および性的搾取 シア、韓国、香港、マカオや台湾 身国であり、中国、タイ、マレー ベトナムは、おもに被害者の出 奴隷のような状況におかれる 強制売春や強制労働のた 韓国、シンガポール なかでも、

る。また、日本、韓国、中国、台される事例も多い。国内でも地方から都市部への人身取引がある。カンボジアからの子どもが都市部で強制労働や物乞いをさせられが、国外に養子のために人身取引が、国外に養子のために人身取引

ベトナム人の子ども

害者は、性的搾取および労働搾取が多い。タイでのカンボジア人被は、タイ、マレーシア、ベトナムは、タイ、マレーシア、ベトナムは、タイ、マレーシア、ベトナムが多い。

メコン地域における人身取引の流れ

あり、 る。 からの渡航者である。 買春者はカンボジア人および日 搾取目的の人身取引が多く、 部への女性と子どもの商業的性的 どの被害に遭う事件が頻発してい せられている。また、 0) 男性は漁船やプランテーションで 摘されている。 不法入国者として大勢がカンボジ で被害者認定を受けることなく ンボジア国内では、 れている女性の過半数がベトナム 国人被害者の多くはベトナム人で の形態で移住するが、 いる。ベトナムでは、 して労働搾取や性的搾取に遭って オーストラリア、欧州、 人であるとの報告もある。 人女性が韓国や台湾の男性と婚姻 労働搾取、女性は家事労働者と へ強制送還されていることが指 物乞いをさせられてい 韓国、 一方、カンボジアにおける外 カンボジアで売春をさせら 中国、台湾、 マレーシアでは、 地方から都市 性的搾取な カンボジア 物乞いをさ イギリス、 アメリ また力

も憂慮しているのが、対中国の問るタイでは、女性は主に家内労働者として、男性はプランテーションや漁業で労働搾取の被害に遭っンや漁業で労働搾取の被害に遭っとがある。ラオス人の主要な出稼ぎ先であ

取引が助長されている。 区や東西回廊などの開発にともな との結婚を理由に国境を渡り被害 が人身取引の発生を加 ム人女性の被害者が多い。 飲食店や性産業が付随し、 れてくるため、ベトナム人向けの ナム企業がベトナム人労働者を連 においては、 に遭うケースも多い。 設や国境に新設されたカジノなど ラオス人女性が、 移住労働の増加とともに人身 中国につながる道路建 道路建設などにベト 中国人男性 一方ラオス 速させて 経済特 ベトナ

いが八 二三件、性的搾取が一八件、物乞 中国からが最も多く、 内務省によれば、二〇一〇年の人 の流出を鑑みると、実際の被害者 強制結婚が一二〇件、 は五○件あった。搾取の形態は、 た。ミャンマー人被害者の送還は、 女三〇五人)、被害者数は二八 た人数は五〇二人(男一九七人、 身取引事件は一七三件、起訴され や性的搾取の被害に遭っている。 マレーシア、 た。ミャンマーからの膨大な人口 マレーシアと続く。 人(男八九人、女一九二人)であっ ミャンマー人は、 児童労働が三件であ 韓国などで労働搾取 タイ、 国内のケース 強制労働が 次にタイ、 中国、

の数は相当なものと推測され、

る。またミャンマーは、バングラ 出されている被害者数は僅かであ て中国からタイへの人身取引の中 デシュからマレーシアへの、そし

#### CO による地域的取り組み M M I T メコン六カ

渉が始まり、 結んでいたタイ政府の呼びかけに 救済に関する二国間覚書をすでに ジアと人身取引の防止と被害者の ろが大きい。二〇〇三年にカンボ 六カ国の政府の人身取引問題に対 kong Sub-Region) | (Memorandum of Understanding をへて、「メコン地域における反 コン各国大臣によるイニシアティ Trafficking:人身取引に対するメ isterial Initiative against Human MHT (Coordinated Mekong Min-チの地域協力の枠組みをめざす交 する能動的な取り組みによるとこ らかにされている理由は、 りながらも、 Cooperation against Traffick in Persons in the Greater Me-が発足した。約一年半の協議 コン地域における人身取引問 正確な現状把握の制約があ 二国間にとどまらずマル 引 協 二〇〇四年にCOM これだけ認識され明 力に関する覚書 が六カ国間で メコン

た

促進し、 合意された。

二○○五~○七年の三カ年行動計 二国間覚書交渉がさかんに行われ 国で反人身取引法の起草や制定、 写真となった。この三年間には各 レベルの人身取引対策の包括的青 画が採択され、地域レベル、 の事務局を担う。同条にもとづき れている。 実行をモニターすることが規定さ るために行動計画を作成し、 強化することを規定する。 行すること、そして国境間協力を そのための適切な法律を制定し執 議定書の人身取引の定義の使用を 同覚書は、 (図 2)。 同覚書の実効性を確保す 反人身取引対策を講じ、 UNIAPは、 同覚書 第二八 各国 その

補足、強化する内容となっている。 止の取り組みなどが盛りこまれ 被害者の認定や保護、人身取引防 協力、各国の法制度構築や法執行、 動計画の作成、多国間や二国間の ルディングや訓練、各国政府の行 引事件担当官のキャパシティ・ビ 二〇〇八~一〇年では、 構成するタスクフォースを有 六カ国はそれぞれ、 現在進行中の二〇 UNIAPの各国事務所を事 これまでの取り組みを 関係省庁か 一一~三年

務局としながら、

一の具

各国政府がパレルモ る。 る警察、 犯人逮捕、 が、入国管理、 的方法や実行について定期的に協

人身取 プラクティス」と評している。 のであり、 組みとしては、 エゼイロ氏は、

民労働問題と密接に絡み合ってい 国境を越える人口移動すなわち移 民労働者に対する需要、 景には、就労を求める人口移動 メコン地域の人身取引問題は 移民労働者と人身取引問題の 労働搾

> することは容易ではない。 害者に陥る。たとえばタイとミャ 移民労働者にとってはブローカー まれている。 な措置をとるという規定が盛り込 守し労働基準監督をするよう適切 ターを削減し、 が認識され、安全な移民を促進し、 ンマーの二国間覚書では、 が、略取や搾取され人身取引の被 を利用した移住の一形態のつもり を助長する制度や仕組みがある。 取である強制労働、そしてこれら 人身取引を生じさせる需要ファク しかし、 両国の適用法を導 それを実行 その点

体現した、グローバル・ベスト 的に取り組むことができることを 特別報告者であるジョイ・ヌゴジ・ 策のプライオリティや特徴にあら 各国政府内の省庁間の力関係や協 は女性省)が主なアクターである。 掌とする社会厚生省 る内務省や公安省、 議し調整する作業を繰り返してい に特化した実効性のある地域的枠 力の緊密度が、各国の人身取引対 体となって人身取引問題に効果 COMMITは、 関係省庁は国によって異なる 被害者の保護や支援を職 被害者救出の任にあた 人身取引に関する国 国境警備を管掌す 他に類をみないも 「複数の政 人身取引問 事件の捜査、 (国によって の府が

れている。

#### COMMIT加盟国の二国間覚書締結状況 2009 二国間覚書締結済み(締結年) →主な人の流れ (注) マレーシアはCOMMIT加盟国ではない。

(出所) 著者作成。

ことが必要とされている。
ないの大力である。人身取引が、いかでは、さらにはその人員やキャの大力である。人身取引が、対策を人身取引対策にとどめず、対策を人身取引がある。

の枠組みを利用して、加盟国の二の枠組みを利用して、加盟国の二でも被害に遭っており、その相手でも被害に遭っており、その相手でも被害に遭っており、その相手でも被害に遭っており、その相手である。ともに被害者の出身国アである。ともに被害者の出身国アである。ともに被害者の出身国との交渉が相互に影響する。同国との交渉が相互に影響する。同国との交渉が相互によ執行官向けのは二〇一〇年に、法執行官向けのとの交渉が相互によるではマレーシアを加しており、さらなるコミットメントが期待されている。

COMMIT加盟国の二国間に おける越境の人身取引問題は、相 をできる。しかし、越境でない国 のであったり、逆に人身取引の要 的であったり、逆に人身取引の要 のを相手国に転嫁したりすること もできる。しかし、越境でない国 もできる。しかし、越境でない国 もできる。しかし、越境でない国 もできる。しかし、越境でない国

されているともいえよう。利用した二国間協力の陰に取り残えって、COMMITの枠組みをでない傾向がある。国内事件はかでない傾向がある。国内事件はかがある。国内事件はかがある。

評価などの調査研究が求められて 身取引対策のインパクトや効果の 国際人身取引のリンケージ、反人 特定の産業の構造、汚職、国内と せる要因、人身取引を招きやすい ドすなわち人身取引市場を存在さ 分野である。さらには、 まさにこれから調査研究が必要な ファクターが大きくなってきてお る人身取引が増発するなど中国 のとおり、中国への婚姻形態によ の事例研究が多い。最近では既述 性的搾取された女性および子ども の調査、被害者のプロファイル、 もスナップ・ショット的な短期間 る特定の地域に偏っている。それ 引の調査研究は、タイを中心とす ある。メコン地域における人身取 握し分析する調査研究が不可欠で 対策を講じるためには、現状を把 者の保護についてさらに効果的な 取引の防止、犯罪者の起訴、 今後、メコン地域における人身 対中国の人身取引の実態は 被害

#### おわりに

のである。 決にも積極的な役割をはたしうる の副作用である人身取引問題の解 済開発を支援するのであれば、そ 地域におけるハードインフラや経 誘発されている。日本は、メコン その開発段階において人身取引が 社会経済開発の遅れや格差、 再度問えば、冒頭にあげたように る。人身取引問題の要因は何かを の努力に関与することが求められ 域の人身取引問題には、 要な投資先および市場である同地 域であり、日本企業にとっても重 人が強い関心をもち、 メコン地域と日本の関係は 日本の政府開発援助の重点地 その解決へ 我々日本 逆に

州法サプライチェーン透明性法 月一日発効の米国カリフォルニア ではないことを証明する、 たいして、企業は自社製品が人身 る重要な役割を有する。 取引被害者の労働搾取によるもの てきたのかという消費者の関心に 商品がどのように生産・流通され の行動が人身取引を防止、 イチェーンの自主的監査がひとつ (Transparency in Supply Chain 方法である。(たとえば本年一 政府のみならず、企業、 年間売上げ一億ドル以 購買する ・抑止す サプラ

> づけている。) 上の企業に対し、その努力を義務

重要なイシューとなるだろう。」 「かつて一部のNGOによる主張 「かつて一部のNGOによる主張 に過ぎないと思われていた環境問 に過ぎないと思われていた環境問 を関が、いまや国・企業・個人が行 題が、いまや国・企業・個人が行 動規範を遵守すべき問題になった と同様に、人身取引問題も、これ と同様に、人身取引問題も、これ と同様に、人身取引問題も、これ と同様に、人身取引問題も、これ と同様に、人身取引問題も、これ

題の課題は、まさに我々の課題で題の課題は、まさに我々の課題で

法・制度研究グループ)
、会に、みわ/アジア経済研究所

#### 《参考文献》

①石田正美編 [二〇一〇]『メコ

©UNIAP [2010] The Mekong Region Country Datasheets on Human Trafficking 2010, Setember (http://www.no-trafficking.org/).